

「要保護児童対策地域協議会」を設置しました

町ではこのたび「要保護児童対策地域協議会」を設置し、初会合および委嘱状の交付を10月31日に行いました。

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要です。

初会合では、協議会の一員である南児童相談所の職員から児童相談等の現状を説明していただき、「虐待は、見えないだけであって、潜在的に公になっていないのかもしれない、今後なんでも気になることがあれば、役場なり、児童相談所なりに連絡を」とのお話があり、相談体制の充実をはかっていくことが大切であることを再認識しました。

今後、児童についての情報交換等により虐待などの早期発見・対処に努めていきます。



役場(千畑庁舎)福祉保健課 地域福祉班 ☎84-4907(内線2163、2164)

介護保険事務所 からのお知らせ



介護保険事務所 認定審査班
☎0187-8613912
役場(千畑庁舎)福祉保健課
☎84-4907(内線2165)

要介護認定の申請をし、認定結果が「要支援」、「要介護1〜5」のいずれかになった方は介護保険のサービスを利用できます。

介護保険のサービスは施設に入所する「施設サービス」と在宅介護を中心とした「在宅サービス」に分かれます。利用にあたっては料金等をよく確認しましょう。

○「施設サービス」を利用したい方

入所を希望する際は施設に直接申し込んでいただくこととなります。
※要支援の方は利用できません。

○「在宅サービス」を利用したい方

①ケアマネジャーのいる「居宅介護支援事業所」への連絡
居宅介護支援事業所へ依頼すると「在

宅サービス」の利用に必要なケアプランを作成してくれます。作成は無料です。
※「居宅介護支援事業所」は介護保険パンフレット又は市町窓口・介護保険事務所にある一覧でご確認下さい。

②ケアプラン作成

ケアプランは被保険者や家族の希望を聞いて作成しますので、必要な介護サービスが利用できるようケアマネジャーと相談しましょう。

「在宅サービス提供事業所」との連絡・調整はケアマネジャーが行います。

③在宅でのサービスの利用

ケアプランにそって、「在宅サービス」が始まります。

※グループホーム(認知症対応型共同生活介護)は要支援の方は利用できません。

ご存知ですか？ 福祉医療制度

福祉医療制度とは、該当となった方が医療機関を受診したとき、医療費の自己負担分を秋田県と美郷町が負担するものです(一部本人負担あり)。該当された方には「福祉医療費受給者証」を交付しますので、健康保険証・老人保健受給者証(老人保健に該当されている方の場合)とともに医療機関の窓口へ提示してください。

福祉医療費の種類と内容

区分	対象者	始期	所得制限
乳幼児	0歳から6歳まで	出生の日	あり
ひとり親家庭の児童	母子家庭・父子家庭の児童(18歳まで)	ひとり親家庭となった日の属する月の初日	あり
高齢身体障害者	身体障害者手帳4級から6級をお持ちの65歳以上の方(社保本人を除く)	・65歳の誕生日の属する月の初日 ・身体障害者手帳交付の日の属する月の初日	あり
	身体障害者手帳4級から6級をお持ちで老人保健に該当されている方	・老人保健に該当した日 ・身体障害者手帳交付の日の属する月の初日	あり
重度心身障害(児)者	療育手帳(A)、身体障害者手帳1級から3級をお持ちの65歳未満の方	・身体障害者手帳または療育手帳交付の日の属する月の初日	なし (社保本人はあり)
	療育手帳(A)、身体障害者手帳1級から3級をお持ちの65歳以上の方(老人保健に該当)	・老人保健に該当した日 ・身体障害者手帳または療育手帳交付の日の属する月の初日	

※所得制限がある区分は、毎年8月に前年の所得による審査を行い、受給の可否を決定します。

福祉医療費受給者証交付申請手続きに必要なもの

- ・受給者本人の健康保険証 ・印鑑
- ・所得課税証明書(転入等により所得制限ありの区分を申請する場合)
- ・身体障害者手帳または療育手帳(高齢身体障害者、重度心身障害(児)者の場合)

福祉医療費受給者証使用の際の注意

- 県外の医療機関で受診した場合
県外の医療機関では福祉医療が適用になりませんので、自己負担分をいったん支払っていただきます。
 - 窓口で福祉医療費受給者証を提示しなかった場合
医療機関側で確認ができなかった場合、自己負担分を支払っていただく場合があります。
- ※自己負担分を支払った場合は、申請により医療費の還付を受けることができます。
- ＜還付の手続きに必要なもの＞
- ・医療機関発行の領収書 ・印鑑 ・福祉医療費受給者証 ・振込先口座通帳(郵便局以外)

福祉医療費の対象とならないもの

- 入院したときの食事代、病衣代、文書料など医療保険の給付対象とならないもの
- 他の公費負担医療が受けられる場合

こんなときは届出を！

- 住所、氏名など福祉医療費受給者証に記載されている内容が変わったとき
 - 加入している健康保険証が変わったとき
 - 障害程度の変更など身体障害者手帳および療育手帳の内容が変わったとき
- ＜届出に必要なもの＞
- ・印鑑 ・健康保険証 ・福祉医療費受給者証
 - ・身体障害者手帳または療育手帳(高齢身体障害者、重度心身障害(児)者の場合)

福祉医療費受給者証の交付申請および各種届出は、役場各庁舎の総合サービス課で受付しています

問い合わせ 役場(千畑庁舎)住民生活課 医療保険班 ☎84-4903(内線2144、2145)